

上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市条例第26号

上尾市職員の育児休業等に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の育児休業等に関する条例(平成4年上尾市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第16条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第16条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき  
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第18条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年上尾市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「職員(同法)」を「職員(育児休業法)」に、「内容(同法第17条)」を「内容(同条)」に改める。

第15条第1項中「第19条」を「第19条第2号」に改める。

第19条中「当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に

至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求」を「次の各号に掲げる申出及び請求」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他育児に関する事実の申出及び仕事と育児との両立に資する制度又は措置の請求

(2) 当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の上尾市職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条の規定の例により、同条に規定する措置等を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置等は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。